

随意契約等見直し計画

平成 22 年 6 月
独立行政法人国際観光振興機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(57%) 33	(48%) 288, 970	(60%) 35	(48%) 293, 480
競争入札	(40%) 23	(38%) 232, 703	(43%) 25	(39%) 235, 698
企画競争、公募等	(17%) 10	(9%) 56, 267	(17%) 10	(10%) 57, 782
競争性のない随意契約	(43%) 25	(53%) 319, 890	(40%) 23	(52%) 315, 380
合 計	(100%) 58	(100%) 608, 860	(100%) 58	(100%) 608, 860

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	33	288,970
うち一者応札・一者応募	(30%) 10	(32%) 91,750

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(70%) 7	(34%) 30,693
仕様書の変更	—	—
参加条件の変更	—	—
公告期間の見直し	7	30,693
その他	—	—
契約方式の見直し	(-%) —	(-%) —
その他の見直し	(-%) —	(-%) —
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(30%) 3	(67%) 61,057

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約単価が他の取引実例等に照らして妥当となっているか等の見直しを行ない、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 十分な公告期間の確保

公告期間については、原則10日間以上確保するよう努めているが、20年度は事業実施のタイミングの関係で10日に満たない案件も若干存在したことを考慮し、入札参加のための準備期間を確実に確保できるようにするため、公告期間の10日以上を確保を徹底する。

② 仕様書の内容の見直し

仕様書の作成については、新規参入希望業者でも入札に参加し易くなるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に設定する。

③ 入札参加要件の緩和

入札参加資格等の応募要件については、これまでも競争を事実上制限することのないよう設定しているところであるが、今後とも引き続き、競争を制限することのないよう十分留意する。